

## 令和 4 年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和 5 年度の検査計画

令和 5 年 5 月 24 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和 4 年度の原子力規制検査の結果に基づき実施した総合的な評定<sup>1</sup>及び令和 5 年度の検査計画の了承について諮るものである。

また、次の事項についてもあわせて報告するものである。

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所について、令和 4 年度の実施計画検査<sup>2</sup>の結果及び令和 5 年度実施計画検査の計画
- ・令和 4 年度に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づき実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

### 2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査を別紙 1 のとおり実施したことから、令和 4 年度の各原子力施設の総合的な評定及び令和 5 年度の検査計画を別紙 2 及び別紙 3 のとおりとすることについて了承いただきたい。また、別紙 2 の総合的な評定の結果を別紙 4 により事業者等に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表することについて了承いただきたい。

#### (1) 各原子力施設の総合的な評定

総合的な評定の概要は以下のとおりである。

#### ①対応区分を第 1 区分とする施設（16 発電所 46 基、核燃料施設等 82 施設）

- 令和 4 年度において検査指摘事項等<sup>3</sup>が確認されなかった又は確認されたが、重要度「緑」<sup>4</sup>以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

<sup>1</sup> 法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第 8 項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

<sup>2</sup> 法第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここではそのうち東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる検査を対象とする。

<sup>3</sup> 検査指摘事項のみならず、深刻度評価のみ行った案件も含め、検査指摘事項等としている。

<sup>4</sup> 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

○なお、日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機は、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件1件<sup>5</sup>が確認され、深刻度「S L III」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。

その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。<sup>6</sup>

## ②対応区分を第4区分とする施設（1発電所7基）

○東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

○令和4年度に実施した基本検査においては、検査指摘事項が確認されたが、重要度が「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

○これらのため対応区分に変化はなく、令和4年度においても対応区分は第4区分のままであり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

## （2）令和5年度の検査計画

検査計画の概要は以下のとおりである。

### ①対応区分を第1区分とする施設

対応区分を第1区分とする施設については、基本検査を行う。

なお、以下の施設においては、基本検査のサンプル数の中でそれぞれの留意点を踏まえつつ検査を行うこととする。

#### ●美浜発電所3号機

令和4年度に5件の検査指摘事項が確認された。この中で、調達管理、設計管理及び新規制基準対応に関係する検査指摘事項が確認されていることから、これらの点に留意して検査を行っていく。

#### ●高浜発電所

令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。この中で、作業管理に関係する検査指摘事項及び新規制基準対応に関係する検査指摘事項等が確認されていることから、稼働が計画されている1号機、2号機を含めて、これらの点に留意して検査を行っていく。

なお、3号機については、令和5年4月20日及び4月22日の運転上の制限の逸脱事象を受け、連続する過去4四半期の重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限の逸脱件数）が累計4件（令和4年

<sup>5</sup> 令和4年度第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日）で報告した、深刻度評価のみ行った案件「敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析」

<sup>6</sup> 令和5年度第6回原子力規制委員会（令和5年4月18日）で決定した、「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求める指導文書の発出」

度第2四半期に2件、令和5年度第1四半期に2件)となったことにより、令和5年度中に安全実績指標が「白」となり対応区分が第2区分となる見込みであることから、その場合には、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第1号に係る追加検査を行う予定<sup>7</sup>である。

また、政令第41条非該当施設及び核原料物質使用施設については37施設を対象として行う。(別紙3の④参照)

#### ②対応区分を第4区分とする施設

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を継続する。また、核物質防護の基本検査(チーム検査)についても、検査サンプル数を4回に増やして実施することとする(令和4年度と同数)。

### 3. 東京電力福島第一原子力発電所の令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画

令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画は、別紙5のとおりであり、概要は以下のとおり。

#### (1) 令和4年度実施計画検査の結果

施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備等の性能検査を実施し、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。

保安検査については、廃炉プロジェクトマネジメント、火災対策及び放射性廃棄物管理等の保安検査を実施し、主にALPS処理水の海洋放出に係る設置工事の進捗管理や核種分析の品質保証活動について確認した。さらに、放射性廃棄物管理については、令和3年度実施計画違反が確認されたことから、その是正処置について確認した。これらの結果、実施計画違反はなかった。

核物質防護検査についても、実施計画違反はなかった。

#### (2) 令和5年度実施計画検査の計画

上記(1)の検査結果を踏まえ、令和4年度第82回原子力規制委員会(令和5年3月15日)で了承された令和5年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針<sup>8</sup>に基づき令和5年度実施計画検査の計画を策定した。

施設定期検査については、点検計画に基づき今年度分解点検等を行うタンク、ポンプ及び弁を対象に、事業者が非破壊試験、漏えい試験等を行うことにより、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかを適切に確認していることを重点的に検査していく。

保安検査については、廃炉全般の視点に加えてALPS処理水の海洋放出に

<sup>7</sup> 令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)の「関西電力高浜発電所3号機における今後の原子力規制検査の対応」で今後の原子力規制検査の対応について報告

<sup>8</sup> <https://www.nra.go.jp/data/000424220.pdf>

伴う運用手順、品質保証活動及び核種分析体制等を検査対象として明確に位置付け、確認していく。

核物質防護検査については、物理的防護の強度、情報セキュリティ対策、物理的防護の定期的な評価・改善といった観点から確認していく。

#### **4. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果**

令和4年度に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

##### (1) 確認状況（別紙6参照）

令和4年度中、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容について防護措置が適切なものであることを確認するとともに、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行った。

##### (2) 確認結果

特に問題はなかった。

##### (添付資料)

- 別紙1 令和4年度検査実績
- 別紙2 令和4年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙3 令和5年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和4年度実施計画検査の結果及び令和5年度実施計画検査の計画
- 別紙6 令和4年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

①令和4年度検査実績(日常検査(実用発電用原子炉))

(別紙1)

令和4年度 日常検査 実績(実用発電用原子炉)

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内		玄海		伊方		高浜		大飯		美浜		泊		東通		女川		柏崎刈羽		福島第二		東海		浜岡		志賀		敦賀		島根		大間		(東電)東通		
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A																			
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督	令和4年度実績	20	17	12	21	27	9	0	1	3	6	6	4	5	0	3	8																				
			令和4年度計画	10	12	7	12	12	7	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3	-	-																		
2	BM1040	ヒートシンク性能	令和4年度実績	2	3	2	7	5	2	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
3	BM0060	保全の有効性評価	令和4年度実績	5	6	6	6	6	5	1	1	1	1	1	2	4	1	2	1																				
			令和4年度計画	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
4	BM0100	設計管理	令和4年度実績	6	6	7	8	6	6	2	3	2	2	1	2	6	2	4	4																				
			令和4年度計画	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	-	-																	
5	BM0110	作業管理	令和4年度実績	8	5	5	30	4	11	5	5	4	6	4	5	10	7	14	10																				
			令和4年度計画	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	-	-																	
6	BO0010	サーベイランス試験	令和4年度実績	23	24	32	22	35	23	7	3	6	8	6	4	6	4	4	7																				
			令和4年度計画	18	22	17	22	22	18	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5	-	-																		
7	BO1020	設備の系統構成	令和4年度実績	19	22	19	21	22	18	5	3	6	8	6	4	7	6	5	5																				
			令和4年度計画	18	22	18	22	22	18	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	-	-																		
8	BO1030	原子炉起動・停止	令和4年度実績	1	3	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
			令和4年度計画	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-																	
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	令和4年度実績	23	27	29	24	26	19	5	3	7	11	7	4	7	6	8	5																				
			令和4年度計画	20	24	19	24	24	19	5	3	5	8	6	4	6	4	4	4	5	-	-																	
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	令和4年度実績	3	4	4	3	4	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
11	BO1070	運転員能力	令和4年度実績	5	5	24	8	5	5	2	1	1	2	4	1	1	2	2	2																				
			令和4年度計画	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
12	BE0010	自然災害防護	令和4年度実績	6	4	5	6	4	4	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2																				
			令和4年度計画	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-																	
13	BE0020	火災防護	令和4年度実績	15	13	18	10	14	13	7	7	7	7	9	7	7	11	7	8																				
			令和4年度計画	13	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-	-																	
14	BE0030	内部溢水防護	令和4年度実績	3	4	3	4	4	5	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	-	-																	
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	令和4年度実績	4	0	9	1	2	1	1	1	1	1	1	2	3	1	0	1																				
			令和4年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	令和4年度実績	6	1	1	0	4	1	3	2	2	2	5	1	1	1	0	4																				
			令和4年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	令和4年度実績	17	15	15	7	13	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
			令和4年度計画	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-																	
18	BE0090	地震防護	令和4年度実績	4	4	4	5	4	4	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
19	BE0100	津波防護	令和4年度実績	4	4	4	6	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
20	BR0010	放射線被ばく管理	令和4年度実績	6	6	8	6	6	6	2	2	4	2	5	3	2	3	5	2																				
			令和4年度計画	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2	2	-	-																	
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	令和4年度実績	4	3	7	6	3	4	4	3	4	3	4	3	4	4	3	3																				
			令和4年度計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-																	
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	令和4年度実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
23	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	令和4年度実績	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2																				
			令和4年度計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-																	
24	BQ0040	安全実績指標の検証	令和4年度実績	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																				
			令和4年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-																	
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	令和4年度実績	1	0	0	9	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0																				
			令和4年度計画	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	-	-																	
令和4年度実績			189	180	219	218	208	163	55	48	64	73	73	54	74	59	71	71																					
令和4年度計画			146	163	140	163	163	141	51	43	51	67	56	46	55	47	47	51																					

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃置」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。扱いは長期停止中と同じ。

※1 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

(単位: サンプル数)



		実績	2	/	1	2	1	1	/	1	1	1	/	1	1	/	1	1	/	2	2	1	1	1	/	1	1	3	2	2	2	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
20	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	5	/	2	/	/	/	/	2	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	3	2	/	/	/	/	/	/									
		実績	5	/	2	/	/	/	/	2	2	/	/	/	/	/	/	/	/	3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	4	2	/	/	/	/	/	/	/										
21	BE0090	地震防護	4	/	2	1	1	1	-	2	2	1	-	2	1	1	/	/	/	1	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1									
		実績	4	/	2	1	1	1	/	2	2	1	/	2	1	1	/	/	/	1	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
22	BE0100	津波防護	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
		実績	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
23	BR0010	放射線被ばく管理	6	/	4	2	1	2	1	4	4	2	/	5	2	2	1	1	1	1	1	5	5	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	-	4	4	4	4	2	4	-	2	1			
		実績	10	/	4	3	1	2	1	4	4	2	/	5	2	2	1	1	1	1	1	5	5	1	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1				
24	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	/	2	1	1	1	1	2	2	1	-	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		実績	4	/	2	1	2	1	1	4	2	1	/	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	3	2	1	2	/	1	1	1	1					
25	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
26		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1	-	2	1	1	-	/	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	実績	2	1	2	1	2	1	1	1	4	2	1	/	2	1	1	/	/	/	/	1	1	/	/	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
27	BQ0040	安全実績指標の検証	1	-	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	実績	1	/	1	1	1	1	1	/	1	1	1	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
28	BQ0050	事象発生時の初動対応	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	実績	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		合計	99	2	44	23	17	19	9	2	41	41	20	3	50	22	24	7	6	6	7	6	35	35	9	11	20	20	23	78	20	10	20	20	19	18	20	7	7	6	6	44	33	71	44	21	48	3	24	19	21
		実績	127	2	49	32	34	19	9	2	52	44	20	4	49	22	24	7	6	6	7	6	35	35	9	11	25	24	23	79	22	12	23	20	22	20	21	20	10	11	6	49	36	85	44	20	48	0	24	19	21

(注1)表中の「-」は、必要に応じて検査を実施することを意味する。  
(注2)表中の「/」は、検査対象がないことを意味する。  
(注3)設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。  
(注4)高温工学試験研究炉(HTR)及び高速実験炉(常陽)は、今年度運転予定なし。

③令和4年度検査実績(チーム検査(1/2))

令和4年度 チーム検査 検査実績

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和4年度							
			第1四半期実績	件数	第2四半期実績	件数	第3四半期実績	件数	第4四半期実績	件数
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(柏崎刈羽) 美浜 大飯 (高浜) (伊方) 玄海 川内 (三菱原子燃料) (NFI-熊取) (JAEA STACY) (JAEA 廃棄物処理場) (リサイクル燃料貯蔵) JAEA廃棄物管理施設 JAEA核サ研Pu3	6	女川 (柏崎刈羽) 美浜 大飯 高浜 (伊方) 玄海 川内 三菱原子燃料 (NFI-熊取) (JNFLウラン濃縮) (JAEA廃棄物管理施設)	7	(女川) 柏崎刈羽 大飯 高浜 (伊方) 玄海 (川内) 日本核燃料開発 (JNFLウラン濃縮) (JNFL MOX加工) (NFI-熊取) (リサイクル燃料貯蔵) (JAEA STACY) (JAEA 廃棄物処理場) (JAEA廃棄物管理施設)	5	(女川) 東海第二 (柏崎刈羽) 高浜 (伊方) 玄海 川内 (JNFLウラン濃縮) (JNFL MOX加工) (NFI-熊取) (JAEA STACY) (リサイクル燃料貯蔵) (JNFL再処理) (JAEA廃棄物管理施設) JAEA大洗研使用施設 日本核燃料開発 (MHI原子力研究開発)	6
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	(大飯) 高浜 玄海 川内	3	美浜 大飯 (高浜) 玄海	3	大飯 高浜 (玄海)	2	玄海 (川内)	1
3	BM0100	設計管理	美浜	1	—	0	—	0	—	0
4	BO1050	取替炉心の安全性	大飯4号機 高浜3号機 玄海4号機 川内2号機	4	美浜3号機 高浜4号機	2	大飯3号機 玄海3号機	2	川内1号機 玄海4号機	2
5	BO1070	運転員能力※1	—	0	—	0	廃止措置プラントを除く 全発電所	15	—	0
6	BE0021	火災防護(3年)	美浜	1	(大飯)	0	大飯	1	—	0
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	美浜	1	美浜 大飯 高浜 (川内)	3	大飯 玄海 川内 (伊方)	3	高浜 伊方 玄海 川内	4
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	美浜 (大飯)	1	大飯 高浜 川内 (伊方)	3	大飯 伊方 玄海 川内 (高浜)	4	高浜 玄海	2
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	東海・東海第二 (JAEA再処理)	1	福島第二 JAEA再処理	2	川内	1	島根 玄海 川内	3
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	東海・東海第二 (JAEA再処理)	1	福島第二 JAEA再処理	2	川内	1	島根 玄海	2
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	東海・東海第二	1	福島第二 JAEA再処理	2	川内	1	島根 玄海	2
12	BR0050	放射性気体・液体 廃棄物の管理	伊方 高浜	2	美浜 福島第二 JAEA再処理	3	女川 大飯	2	東海・東海第二	1
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	伊方 高浜 (JAEA再処理)	2	美浜 福島第二 JAEA再処理	3	女川 大飯	2	東海・東海第二	1
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	伊方 高浜	2	美浜 福島第二 JAEA再処理	3	女川 大飯	2	東海・東海第二	1
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用※2	大飯	1	高浜 (伊方) (川内)	1	(伊方) 玄海 川内	2	美浜 伊方	2
16		核物質防護	泊 東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 柏崎刈羽 JAEA再処理 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 敦賀 大飯 高浜 浜岡 志賀 原燃工熊取 島根 核管センター六ヶ所 東芝 MHI 核サ研	23	泊 東通 大間 RFS 原燃再処理 女川 福島第二 柏崎刈羽 大洗廃棄 志賀 大飯 美浜 ふげん もんじゅ 原燃工熊取 島根 伊方 核管センター東海 原科研 NFD 三菱電機 近畿大学 京都大学	24	泊 東通 大間 RFS 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 柏崎刈羽 東海第二 JAEA再処理 原燃工東海 GNF-J 敦賀 美浜 高浜 大飯 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 原科研 大洗北 大洗南 核管センター東海 東京大学 核サ研	28	女川 福島第二 柏崎刈羽 志賀 東海第二 三菱原子燃料 GNF-J 敦賀 美浜 大飯 浜岡 原燃工東海 原燃工熊取 島根 伊方 玄海 川内 原科研	18
		計		50	計	58	計	71	計	45

※1 検査項目のうち、「運転責任者認定試験の適切性」をチーム検査で実施

※2 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

凡例

件数 : 当該四半期に完了した検査が1つ以上ある施設の数  
〔名称〕 : 当該四半期に完了した検査が無いが、検査を実施している施設 (件数に含めない)

### ③令和4年度検査実績(チーム検査(2/2))

#### 令和4年度 チーム検査(法定確認) 実績

##### 【第1四半期実績】:4件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
- ・四国電力伊方発電所
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
- ・日本原燃廃棄物埋施設(九州電力玄海原子力発電所にて実施)
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
- ・日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
- 廃止措置終了確認(非該当使用者等の検査)
- ・ラジエ工業株式会社 本社工場(非該当使用施設)

##### 【第2四半期実績】:4件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
- ・株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
- ・日本原燃廃棄物埋施設(東北電力女川原子力発電所にて実施)
- 放射能濃度確認(放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施)
- ・中部電力浜岡原子力発電所
- ・関西電力大飯発電所

##### 【第3四半期実績】:2件

- 廃棄体確認(作業管理の検査を実施)
- ・日本原燃廃棄物埋施設(関西電力美浜発電所にて実施)
- ・日本原燃廃棄物埋施設(東京電力柏崎刈羽原子力発電所にて実施)

##### 【第4四半期実績】:4件

- 事業所外の運搬確認(燃料体管理(運搬・貯蔵)の検査を実施)
- ・三菱原子燃料株式会社
- 廃止措置終了確認(非該当使用者等の検査)
- ・AGC 株式会社 技術本部 中央研究所(非該当使用施設)
- ・京都大学医学部附属病院(非該当使用施設)
- ・生野株式会社内 株式会社松本正夫商店 貯蔵施設(非該当使用施設)

④令和4年度検査実績(政令第41条非該当施設等)

令和4年度原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の実績

番号	所在地	事業所名称	実施時期
1	青森	青森県原子力センター	第3四半期
2	青森	公益財団法人環境科学技術研究所	第3四半期
3	岩手	花輪鉱山株式会社	第2四半期
4	宮城	仙台市衛生研究所	第2四半期
5	宮城	国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科	第1四半期
6	秋田	国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	第2四半期
7	茨城	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所(核原料)	第1四半期
8	茨城	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	第1四半期
9	茨城	株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ(日立分館)	第1四半期
10	茨城	三菱原子燃料株式会社	第4四半期
11	茨城	カガミクリスタル株式会社つくば工場	第2四半期
12	埼玉	MHI原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	第3四半期
13	千葉	PDRファーマ株式会社千葉工場	第2四半期
14	東京	防衛省防衛装備庁陸上装備研究所	第2四半期
15	東京	株式会社リガク東京工場	第1四半期
16	東京	海上保安庁海洋情報部	第3四半期
17	神奈川	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	第2四半期
18	神奈川	東芝マテリアル株式会社	第1四半期
19	神奈川	日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	第4四半期
20	神奈川	日本冶金工業株式会社川崎製造所	第2四半期
21	神奈川	富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	第4四半期
22	神奈川	三菱電機株式会社情報技術総合研究所	第2四半期
23	神奈川	学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所	第3四半期
24	新潟	新潟県立教育センター	第4四半期
25 <sup>※1</sup>	新潟	個人(核原料)	第4四半期
26	福井	福井県原子力環境監視センター	第3四半期
27	福井	太陽鉱工株式会社福井工場	第3四半期
28	長野	株式会社コシナ小布施事業所	第2四半期
29	長野	国立大学法人信州大学基盤研究支援センター	第2四半期
30	静岡	日本軽金属株式会社清水工場	第1四半期
31	静岡	静岡県公立大学法人静岡県立大学	第1四半期
32	愛知	国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	第4四半期
33 <sup>※1</sup>	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	第3四半期

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和3年度から検査実施を延期したもの。  
(原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者は191、核原料物質使用者は18(令和5年3月1日時点))

**(別紙 2)****令和 4 年度原子力規制検査の総合的な評価**

原子力施設		総合的な評価*	通知文(別紙 4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	別紙 2-1	
		2号機	別紙 2-1	
		3号機	別紙 2-1	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	別紙 2-2	
		女川原子力発電所	1号機	別紙 2-3
			2号機	別紙 2-4
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	別紙 2-5	
		2号機	別紙 2-5	
		3号機	別紙 2-5	
		4号機	別紙 2-5	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	別紙 2-6	
		2号機	別紙 2-6	
		3号機	別紙 2-6	
		4号機	別紙 2-6	
		5号機	別紙 2-6	
		6号機	別紙 2-7	
日本原子力発電株式会社	東海発電所	別紙 2-8		
	東海第二発電所	別紙 2-9		
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	別紙 2-10	
		2号機	別紙 2-10	
		3号機	別紙 2-11	
		4号機	別紙 2-11	
		5号機	別紙 2-11	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	別紙 2-12	
		2号機	別紙 2-12	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	別紙 2-13	
		2号機	別紙 2-14	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	別紙 2-15	
		2号機	別紙 2-15	
		3号機	別紙 2-16	
	大飯発電所	1号機	別紙 2-17	
		2号機	別紙 2-17	
		3号機	別紙 2-18	
		4号機	別紙 2-18	
	高浜発電所	1号機	別紙 2-19	
		2号機	別紙 2-20	
		3号機	別紙 2-21	
4号機		別紙 2-22		
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	別紙 2-23	
		2号機	別紙 2-24	
		3号機	別紙 2-24	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	別紙 2-25	
		2号機	別紙 2-25	
		3号機	別紙 2-26	
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	別紙 2-27	
		2号機	別紙 2-27	
		3号機	別紙 2-28	
		4号機	別紙 2-28	
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	別紙 2-29	
		2号機	別紙 2-29	

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①	別紙2-30
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①	別紙2-31
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙2-32
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙2-33
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙2-33
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙2-32
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-34
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-34
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-36
	大洗研究所廃棄物管理施設		①	別紙2-36
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-36
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙2-36
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-36
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-35
	原子力科学研究所NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙2-36
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙2-36
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙2-36
	原子力科学研究所TRACYSTACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙2-36
	原子力科学研究所TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙2-36
	原子力科学研究所JRR-3		①	別紙2-36
	原子力科学研究所FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙2-36
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙2-36
	原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙2-36
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙2-36
	原子力科学研究所JRR-2		①	別紙2-36
	原子力科学研究所JRR-4		①	別紙2-36
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙2-36
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙2-36
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙2-36
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-36
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙2-36
青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設		①	別紙2-36	
日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙2-37
三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙2-38
MHI原子力研究開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙2-39
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙2-40
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙2-41
株式会社日立製作所	王禅寺センタHTR		①	別紙2-42
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙2-43
	原子力技術研究所N28-2核燃料物質使用施設		①	別紙2-43
	原子力技術研究所NCA		①	別紙2-43
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		①	別紙2-44
学校法人立教学院立教大学	原子力研究所		①	別紙2-45
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙2-46
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙2-47
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-47
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙2-47
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙2-48
	熊取事業所加工施設		①	別紙2-49
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		①	別紙2-50
青森県原子力センター			①	別紙2-51
公益財団法人環境科学技術研究所			①	別紙2-52

花輪鋳山株式会社	①	別紙 2-53
仙台市衛生研究所	①	別紙 2-54
国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科	①	別紙 2-55
国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	①	別紙 2-56
国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所（核原料）	①	別紙 2-57
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	①	別紙 2-58
株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）	①	別紙 2-59
三菱原子燃料株式会社	①	別紙 2-60
カガミクリスタル株式会社つくば工場	①	別紙 2-61
MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	①	別紙 2-62
PDR ファーマ株式会社千葉工場	①	別紙 2-63
防衛省防衛装備庁陸上装備研究所	①	別紙 2-64
株式会社リガク東京工場	①	別紙 2-65
海上保安庁海洋情報部	①	別紙 2-66
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	①	別紙 2-67
東芝マテリアル株式会社	①	別紙 2-68
日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	①	別紙 2-69
日本冶金工業株式会社川崎製造所	①	別紙 2-70
富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	①	別紙 2-71
三菱電機株式会社情報技術総合研究所	①	別紙 2-72
学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所	①	別紙 2-73
新潟県立教育センター	①	別紙 2-74
個人（核原料）	①	別紙 2-75
福井県原子力環境監視センター	①	別紙 2-76
太陽鋳工株式会社福井工場	①	別紙 2-77
株式会社コシナ小布施事業所	①	別紙 2-78
国立大学法人信州大学基盤研究支援センター	①	別紙 2-79
日本軽金属株式会社清水工場	①	別紙 2-80
静岡県公立大学法人静岡県立大学	①	別紙 2-81
国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	①	別紙 2-82
文部科学省タイムカプセル埋蔵地	①	別紙 2-83

※：①、②の区分は以下のとおり

①対応区分を第1区分とする施設

- 令和4年度において検査指摘事項等が確認されなかった又は確認されたが、重要度が「緑」<sup>1</sup>以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。
- なお、日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機は、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件1件が確認され、深刻度「SⅢ」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。  
その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。

②対応区分を第4区分とする施設

- 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。
- 令和4年度に実施した基本検査においては、検査指摘事項が確認されたが、重要度が「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- これらのため対応区分に変化はなく、令和4年度においても対応区分は第4区分のままであり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

<sup>1</sup> 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○泊発電所 火災感知器の不適切な設置（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において「泊発電所（1、2号炉）の原子炉設置許可申請書（添付書類八）」及び「泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書」に明記された「消防法施行規則第23条第4項に定められた設置条件に基づき設置すること」を満足していない煙感知器が合計9か所あることが確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和 2 年 3 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機、3号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東北電力株式会社女川原子力発電所2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和3年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

防護区域内防護対象枢要設備の巡視において、2人以上の者が同時に巡視を行っていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。  
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和4年9月14日原子力規制庁）に基づく確認の視点27項目のうち、23項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの4項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和5年5月17日の原子力規制委員会において、令和5年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

- 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機（A）の複数回にわたる復旧失敗（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 3 月 17 日、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機非常用ディーゼル発電機（A）の 24 時間連続運転時に発生した機関軸受（発電機側）軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。

- 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和 2 年度に発覚した I D カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和 4 年 9 月 14 日原子力規制庁）に基づく確認の視点 27 項目のうち、23 項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの 4 項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和 5 年 5 月 17 日の原子力規制委員会において、令和 5 年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項  
なし

## 2. 総合的な評定

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社東海発電所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 13 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 18 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

### 1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし

### 2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海第二発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

個人の信頼性確認の有効期間が満了した者を防護区域内に入域させていたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号機、4号機、5号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

○敦賀発電所 2号機 ポーリング柱状図データ書換えの原因調査分析（S L III）【第 3 四半期】

令和 2 年 2 月 7 日に実施された第 833 回審査会合において、敦賀発電所 2号機の審査資料中のポーリング柱状図の記事欄の一部が、第 657 回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明なく提出されていることが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

上記に加え、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件 1 件が確認され、深刻度「S L III」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。

その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導

文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 5 件が確認された。

○美浜発電所 3 号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

令和 3 年 10 月 18 日から実施した関西電力株式会社美浜発電所 3 号機に対する第 3 四半期火災防護（3 年）チーム検査の際に、原子力検査官が、電動補助給水ポンプエリアにおいて、補助給水機能に係る一部の設備に対する火災防護が不十分であることを確認した。

タービン動補助給水ポンプの現地盤並びに A 系及び B 系の電動補助給水ポンプの起動盤（以下「制御盤」という。）は、これらの制御盤に火災が発生した場合には補助給水ポンプを運転制御できない場合があるにもかかわらず、そのことが評価されずに約 0.6m の間隔で横並び一列に設置された制御盤の内部に火災感知設備及び自動消火設備が設置されていない。

また、B 系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管が、A 系電動補助給水ポンプの電動機の約 1.4m 上部を通過しており、A 系電動機の火災時に B 系電線管内の動力ケーブルを焼損する可能性があるが、当該電線管は 1 時間耐火シート等で被覆されておらず A 系及び B 系との系統分離は認められなかった。

○美浜発電所 3 号機 不十分な調達管理による A 封水注入フィルタ蓋フランジ部からの漏えい（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 8 月 1 日、第 26 回定期検査中の美浜発電所 3 号機において、1 次冷却材系統漏えい検査準備のため、1 次冷却材系統を昇圧した際、「封水注入流量低」警報が発信した。このため、運転員が現場を確認したところ、原子炉補助建屋の封水注入フィルタ室付近に水溜りが確認され、さらに関連パラメータの確認により、原子炉補助建屋サンプの水位上昇が確認された。（漏えい量は約 7.5m<sup>3</sup>、約 2.2 × 10<sup>6</sup>Bq と推定）

事業者による調査の結果、A 封水注入フィルタ蓋フランジのボルトが工事計画書記載の規定トルク値で締め付けられていなかったことから、締め付け不足により漏

えいが発生したものと判明した。

○美浜発電所3号機 不十分な作業管理によるAアキュムレータ逃し弁の誤動作  
(緑、S L IV (通知なし))【第2四半期】

令和4年8月21日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統の昇温・昇圧時に、「Aアキュムレータ圧力低」警報が発信した。事業者は、Aアキュムレータ圧力が保安規定に定める制限値4.04MPa以下に低下していることを確認したことから、保安規定の運転上の制限(第51条：アキュムレータ、第85条：重大事故等対処設備)を満足していないと判断した。

事業者による調査の結果、第26回定期検査時の当該逃し弁近傍での足場組立・解体作業において、アキュムレータ逃し弁ボンネット部に何らかの衝撃が加わった可能性があり、その衝撃により弁シート部の当たり面に変化が生じ、設定圧力より低い値で当該弁が誤動作し、アキュムレータ内の圧力が低下したと推定した。

○美浜発電所3号機 重大事故等対策における成立性の確認訓練の不適切な実施  
(緑、S L IV (通知なし))【第4四半期】

令和4年12月9日、美浜発電所3号機の重大事故等発生時に係る成立性の確認訓練(技術的能力の成立性確認)「海水を用いた復水タンクへの補給」において、訓練対象者以外の者が接続治具取付けに関する助言を行っていたこと及び事業者の成立性の確認訓練における手順の一部である復水タンク海水補給弁下流フランジへのホース接続が実施されていないことを原子力検査官が確認した。

○美浜発電所3号機 可搬型重大事故等対処設備(屋外の車両型設備)の離隔距離の不備(緑、S L IV (通知なし))【第4四半期】

令和4年12月21日、美浜発電所3号機において、原子力検査官がプラントウォークダウン中にNo.1電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)とNo.1可搬式代替低圧注水ポンプとの離隔距離が不足しており、新規制基準適合に係る工事計画認可申請書の添付資料「添付13 耐震性に関する説明書」の「別添3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」を満足していないことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所3号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

## 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項5件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第1区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、美浜発電所3号機については、令和4年度に5件の検査指摘事項が確認された。これらの中で、調達管理、設計管理及び新規規制基準対応に関する検査指摘事項が確認されていることから、令和5年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年 12 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 3、4 号機 海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

令和 4 年 9 月 12 日から実施した火災防護（3 年）チーム検査において、海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器 2 個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認した。

事業者を確認したところ、他発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、大飯発電所 3、4 号機の火災区域及び火災区画に設置している煙感知器の全数調査を行い、不適切な箇所に設置している煙感知器 47 個を把握し、令和 4 年 9 月 5 日までに移設を完了したと記録されていた。事業者が、原子力検査官からの指摘を受けて改めて確認したところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたことが明らかになり、同トンネルに設置している煙感知器全 19 個のうち 2 個が不適切な箇所に設置されていたとのことだった。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○大飯発電所 3、4 号機 工事計画に従った評価・施工の不備による不十分な火災防護対策

## 2. 総合的な評定

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所 1 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 1 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○高浜発電所 1 号機 所内規定の不備による屋外アクセスルートの確保の失敗  
(緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

令和 4 年 9 月 6 日、停止中の高浜発電所 1 号機において、原子力検査官が可搬型重大事故等対処施設（以下「S A 車両」という。）等の確認のために現場ウオークダウンをしたところ、緊急時対策所から北門に至る屋外アクセスルートの幅員が狭くなっていることを確認した。事業者の立会いのもと、当該屋外アクセスルートの幅員と、緊急事態の際に通行する S A 車両等のうち最も幅の大きいブルドーザ（ブレード幅約 3.7m）との関係を実測したところ、当該屋外アクセスルートがブルドーザに対して狭いことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点については、稼働が計画されている1号機についても留意すべきと考える。よって、令和5年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所 2 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和 4 年度に 7 件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点については、稼働が計画されている 2 号機についても留意すべきと考える。よって、令和 5 年度の原子力規制検査において、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所 3 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○高浜発電所 3 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

高浜発電所 3 号機第 25 回定期検査（令和 4 年 3 月 1 日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「S G」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-S G 伝熱管 2 本及び B-S G 伝熱管 1 本において、管支持板部付近に外面からの減肉（減肉率は、A-S G が約 57% 及び判定基準未満、B-S G が約 41%）が認められた。

○高浜発電所 3 号機 供用期間中検査の一部不実施による定期事業者検査報告書の内容変更（S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

令和 2 年 12 月から供用を開始した重大事故等クラス 1 機器に係る供用期間中検査（以下「供用期間中検査」という。）について、事業者は令和 4 年 3 月 1 日から開始する定期事業者検査において供用期間中検査を不実施としていたが、その根拠となる供用期間中検査に係る点検計画が未策定であることを同年 4 月 14 日に検査官が確認した。

○高浜発電所 3 号機 作業要領書の不備によるタービン動補助給水ポンプの運転上の制限からの逸脱（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 7 月 21 日、第 25 回定期検査中の高浜発電所 3 号機において、タービン動補助給水ポンプの制御油系統のオイルフィルタ（以下「当該フィルタ」という。）の蓋部からの油漏れ（約 8 リットル）を運転員が確認した。

このため、油漏れを止めるため、運転員が制御油系統のポンプを停止したことにより、タービン動補助給水ポンプが動作不能な状態となったことから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者による原因調査の結果、当該フィルタのシート面の手入れやパッキンの取付け方法に関して作業要領書に具体的な記載がなく、今回の第 25 回定期検査

で実施した当該フィルタの分解点検後の復旧作業に不備が生じたことから、油漏れが発生したものと推定された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所3号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

○高浜発電所3号機 C原子炉補機冷却水冷却器伝熱管の漏えいに伴う保安規定の運転上の制限の逸脱

## 2. 総合的な評定

令和4年度においては、検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確認されたが、重要度「緑」以下であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項等のは正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に係る検査指摘事項及び新規規制基準対応に係る検査指摘事項等が確認されており、これらの点に留意して検査を行っていく。

そのほか、高浜発電所3号機については、令和5年4月20日及び22日の運転上の制限の逸脱事象を受け、連続する過去4四半期の重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限の逸脱件数）が累計4件（令和4年度第2四半期に2件、令和5年度第1四半期に2件）となったことにより、令和5年度中に安全実績指標が「白」となり対応区分が第2区分になる見込みであることから、その場合には、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第1号に係る追加検査を行う予定である。（令和5年度第7回原子力規制委員会（令和5年4月25日）で今後の原子力規制検査の対応を報告）検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

○高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

高浜発電所 4 号機第 24 回定期検査（令和 4 年 6 月 8 日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「S G」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-S G 伝熱管 5 本、B-S G 伝熱管 2 本及び C-S G 伝熱管 5 本において、管支持板部付近に外面からの減肉（最大減肉率は約 49%）が認められた。

事業者は、前回定期検査時と同様、伝熱管表面に生成された稠密なスケールがプラント運転中に管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。

○高浜発電所 4 号機 異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

事業者は令和 4 年 10 月 21 日、第 24 回定期検査中の高浜発電所 4 号機において、B-加圧器逃がし弁（以下「当該弁」という。）のシートリークにより「加圧器逃がし弁出口温度高」警報が発信し、点検調査のため当該弁の元弁を閉止した結果、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者の原因調査の結果、当該弁の分解点検に関して、事業者の社内マニュアルに弁の組立作業時の異物混入防止のための具体的な記載がなく、今回の第 24 回定期検査で実施した当該弁の分解点検において、弁組立直前に部品（弁体、弁座等）の拭取作業が実施されなかったことにより、微小な異物が弁内部に混入し、弁シート部に噛み込んだ結果、シートリークが発生したものと推定された。

○高浜発電所 4 号機 原子炉格納容器貫通部の不適切なケーブル施工による「P R 中性子束急減トリップ」警報発信に伴う原子炉自動停止（法令報告事象）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

高浜発電所4号機は、定格熱出力一定運転中のところ、令和5年1月30日に「CRDM重故障」の警報が発信し、事業者は可動つかみコイル（以下「MGコイル」という。）の電流値が通常より低いことを確認した。このため、事業者はMGコイルの抵抗値を測定するため、2BDパワーキャビネットの当該MGコイルの主電源を開放したところ、「PR中性子束急減トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止するとともに、タービン及び発電機が自動停止した。

## (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

## (3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所4号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

## 2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項3件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

なお、高浜発電所については、発電所全体で令和4年度に7件の検査指摘事項等が確認された。これらの中で、作業管理に関する検査指摘事項及び新規規制基準対応に関する検査指摘事項等が確認されており、これらの点に留意して検査を行っていく。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 29 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中国電力株式会社島根原子力発電所 2号機、3号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が中国電力株式会社島根原子力発電所2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、3号機については建設中である。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が四国電力株式会社伊方発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

四国電力株式会社伊方発電所 3 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が四国電力株式会社伊方発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○伊方発電所 3 号機 大規模損壊訓練における有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことに対する不適切な訓練の自己評価（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

令和 4 年 10 月 5 日、伊方発電所 3 号機で実施された大規模損壊訓練において、緊急時対策所の指揮者が、特定重大事故等対処施設の要員に対し、有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかった。事業者は、訓練実施後の自己評価プロセスにおいて、指揮者が有毒ガス対応内規等に基づく指示を行わなかったことについて、問題点として特定せず、指揮者の対応に問題が無かったと評価し、改善事項を抽出せずに、自己評価プロセスを終了させていることを原子力検査官が確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○伊方発電所 3 号機 1 次冷却材中のよう素濃度の上昇

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。  
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3号機、4号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社玄海原子力発電所3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○玄海原子力発電所3、4号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

○玄海原子力発電所3号機 B安全補機室冷却ユニット定期事業者検査実施時期の超過

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社川内原子力発電所 1号機、2号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が九州電力株式会社川内原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○川内原子力発電所1、2号機 放射線管理区域内の放射線作業環境測定における不適切な評価（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

令和4年12月12日から実施した川内原子力発電所1、2号機における放射線被ばく評価及び個人モニタリングのチーム検査において、放射線管理区域内での放射性物質による汚染が発生する可能性のある作業の作業環境評価に用いる、放射線管理区域内の空気中の天然核種を除く放射性ダスト濃度の算出方法について、川内原子力発電所放射線管理要領に定められている計算式に適用する定数を確認したところ、定数の値に誤りがあることを原子力検査官が確認した。

○川内原子力発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○川内原子力発電所1、2号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

電源開発株式会社大間原子力発電所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

○日本原燃株式会社再処理施設 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業管理の不備による供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 7 月 2 日に日本原燃株式会社の再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において、作業管理の不備による弁の誤操作により供給液槽 B の安全冷却機能が一時喪失した。

○日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（立入承認）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

防護区域等への撮影機器の持込みに対して、必要な措置を行っていなかったもの。

○日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（物理的防護）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

防護区域境界に管理されていない開口部があったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 3 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原燃株式会社再処理事業所  
廃棄物管理施設、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の再処理事業所廃棄物管理施設、再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

なお、再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設は提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の濃縮・埋設事業所加工施設、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核物質防護事案（核物質防護情報の管理）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】  
核物質防護秘密の管理の方法が適切ではなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

公益財団法人核物質管理センター  
六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 ホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

令和 4 年 6 月 6 日に、ホットラボ（北地区：政令第 41 条該当使用施設）において、原子力検査官が設備の稼働状況を確認するために現場ウォークダウンをしたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分（以下「ローカルサンプリング端」という。）の一部（全 23 か所中 8 か所）を停止させていることを確認した。

事業者を確認したところ、ホットラボにおいて、少なくとも昭和 58 年 3 月から長期にわたり室内空気のサンプリングに係る適切性を検討することなくローカルサンプリング端の一部を停止させていたとのことであった。これは、保安規定に定める要求を満足していなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足して

おり、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設  
大洗研究所 廃棄物管理施設  
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設  
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設  
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設  
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）  
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）  
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）  
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中  
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-3  
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）  
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中  
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）  
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中  
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中  
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中  
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中  
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設  
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中  
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 三菱原子燃料株式会社の加工施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○分析装置等に関する原子力規制検査に対する不適切な対応等（S L IV（通知あり））【第 1 四半期】

令和 2 年 8 月 5 日に認可された設計及び工事の計画（第 5 次申請）において、新規基準に対する事業変更許可前後に設備の変更なし、としていた核燃料物質等の分析設備に対し、認可後、架台、固定金具等を更新又は追加する工事を実施し、これらに対して適切な使用前事業者検査を実施していなかった。また、原子力規制検査において、変更工事は実施していないとの事実と異なる説明を行った上、この説明内容に整合させるため工事検査記録等の不適切な差し替えを行った。

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認されたが、他に検査指摘事項等は確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、深刻度評価のみ行った案件の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。  
検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設 令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、**令**基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA ※廃止措置中

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社東海事業所加工施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が原子燃料工業株式会社の東海事業所加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○原子燃料工業株式会社東海事業所における核物質防護事案（出入管理）（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】  
防護区域境界扉が一時未施錠の状態にあったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、**令**基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

原子燃料工業株式会社熊取事業所加工施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が原子燃料工業株式会社の熊取事業所加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和 5 年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

青森県原子力センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が青森県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が公益財団法人環境科学技術研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が花輪鉱山株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が仙台市衛生研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人東北大学東北大学大学院工学研究科の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
農業環境研究部門の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の  
核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ（日立分館）の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱原子燃料株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

カガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会がカガミクリスタル株式会社つくば工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が MHI 原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

PDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会がPDRファーマ株式会社千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

防衛省防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が防衛装備庁陸上装備研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社リガク東京工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が海上保安庁海洋情報部の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の  
核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東芝マテリアル株式会社 核燃料物質使用施設（政令第 41 条非該当）における核燃料物質の管理区域外への漏えい（追加対応なし）【第 1 四半期】

東芝マテリアル株式会社（以下「東芝マテリアル」という。）が令和 3 年 10 月 12 日に提出した原子炉等規制法に基づく報告において、隣接する東芝横浜事業所（非規制対象事業所）が平成 26 年 3 月に水素回収・循環設備の更新作業を実施した際に、管理区域外に漏えいした核燃料物質により作業員（放射線業務従事者でない者）が被ばくした可能性があることを確認した。

本使用施設は、当初東京芝浦電気株式会社の所管施設（昭和 46 年 5 月 21 日使用許可）であったが、その後、平成 15 年 10 月に分社化して、使用施設のうち管理区域部分が東芝マテリアルとして使用許可を継承し、使用許可の範囲外であった管理区域外は非規制対象として東芝横浜事業所に継承された経緯（注）がある。

本件は、使用許可において事業者が管理区域境界の内側に設置されたバブラーによりトリウムが完全に除去できるとの評価をしていたものの、結果として、バブラーによって除去しきれなかったトリウムが東芝横浜事業所が所管する管理区域外に設置された設備に付着し、上記更新作業の際に作業員の被ばくの可能性（事業者の評価上 0.011mSv）を招いたものである。

（注）東芝マテリアルは管理区域内に設置されたトリウムを取り扱う還元炉、トリウムを除去するバブラー等を含む設備を、東芝横浜事業所（非規制対象事業所）はバブラーから後の工程となる水素回収・循環装置等をそれぞれ管理していた。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応な

し」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本冶金工業株式会社川崎製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が三菱電機株式会社情報技術総合研究所の核燃料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東京都市大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が新潟県立教育センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

個人の核原料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が個人の核原料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が福井県原子力環境監視センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が太陽鋳工株式会社福井工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が株式会社コシナ小布施事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人信州大学 基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立大学法人信州大学基盤研究支援センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が日本軽金属株式会社清水工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

静岡県公立大学法人 静岡県立大学の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が静岡県立大学の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中部センターの核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が国立研究開発法人 産業技術総合研究所中部センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が文部科学省タイムカプセル埋蔵地の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 4 年度においては、検査指摘事項等が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第 1 区分とする。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和5年度 日常検査 検査計画(実用発電用原子炉) ※1

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	7	※3	※3	1	※3	4	1	2	※3	1	1		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	※3	2	2	2	2	2		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4	7	5	6	11	4	5	7	6	5	5		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	18	4	3	4	7	5	3	5	4	4	4		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	18	4	3	4	7	5	4	5	4	4	4		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	19	4	3	4	7	5	4	5	4	4	4		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)※3	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	5	5	5	5	5	5	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理 ※3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			146	163	140	163	163	141	48	43	48	64	51	46	53	47	47	47	0	0

(単位: サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。

※1 令和4年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。  
長期停止中の特別な保全計画に基づく自主検査は、No.5「作業管理」のサンプル数に1/炉で加算する。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、  
規制事務所長の判断によりサンプル数を設定する。



### ③令和5年度検査計画(チーム検査)

令和5年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和5年度				令和6年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理		川内 原燃再処理	伊方	玄海		高浜	
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)		川内	伊方	玄海		高浜	
7	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
10	BR0030	放射線被ばくALARA活動	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
11	BR0040	空气中放射性物質の管理と低減	原燃再処理 敦賀 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽	東海・東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
13	BR0080	放射線環境監視プログラム	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
14	BR0090	放射線モニタリング設備	原燃再処理 敦賀	東北東通 泊	浜岡 美浜 志賀	柏崎刈羽 川内 島根	伊方 高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	
15	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用※	大飯 (伊方)	川内 伊方 高浜 (女川) (島根)	女川 島根 敦賀 美浜	玄海 JAEA再処理	大飯 伊方	川内 泊	
16		核物質防護	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 原燃工東海 東京大学 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	泊 東北東通 原燃濃縮・埋設 大間 NMCC六ヶ所 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 MHI GNF-J 東芝 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 美浜 高浜 大飯 もんじゅ ふげん 近畿大学 原燃工熊取 京都大学 三菱電機 島根 玄海 川内	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 NFD NMCC東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 高浜 大飯 ふげん 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 三菱原子燃料 原燃工東海 柏崎刈羽 敦賀 原燃工熊取			

※ 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

④令和5年度検査計画(政令第41条非該当施設等)

令和5年度原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所名称	立入検査 (使用状況調査) 年度	実施予定 時期 <sup>※1</sup>
1	北海道	国立大学法人北海道大学核燃料物質貯蔵施設	平成21年度	第1四半期
2	北海道	北海道電力株式会社 総合研究所	平成21年度	第1四半期
3	北海道	北海道電力株式会社 泊発電所	平成18年度	第3四半期
4	青森	日本原燃株式会社 環境管理センター	平成13年度	第2四半期
5	青森	東北電力株式会社 東通原子力発電所	平成19年度	第2四半期
6	宮城	東北電力株式会社 女川原子力発電所	平成18年度	第3四半期
7	福島	東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所	平成22年度	第3四半期
8	茨城	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所	平成25年度	第2四半期
9	茨城	日本原子力発電株式会社 東海発電所	平成18年度	第2四半期
10	茨城	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	平成18年度	第2四半期
11	茨城	古河機械金属株式会社 技術統括本部 新材料開発部	平成25年度	第3四半期
12	茨城	フルウチ化学株式会社 筑波工場	—	第4四半期
13 <sup>※2</sup>	群馬	太陽誘電株式会社 R&D センター	平成22年度	第1四半期
14	埼玉	学校法人東洋大学 理工学部	平成25年度	第1四半期
15	千葉	JNC 石油化学株式会社 市原製造所	平成23年度	第2四半期
16	千葉	一般財団法人電力中央研究所 我孫子運営センター	平成25年度	第3四半期
17	東京	富士電機株式会社 東京工場	平成22年度	第3四半期
18	神奈川	富士通株式会社 厚木研究所	平成25年度	第4四半期
19	神奈川	三菱ケミカル株式会社 鶴見研究所	平成25年度	第3四半期
20	神奈川	関東航空計器株式会社藤沢工場	平成25年度	第2四半期
21	神奈川	AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター	—	第1四半期
22	新潟	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	平成18年度	第1四半期
23	福井	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ	平成19年度	第2四半期
24	福井	関西電力株式会社 大飯発電所	平成19年度	第2四半期
25	静岡	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	平成18年度	第2四半期
26	愛知	名古屋大学工学部・工学研究科	平成25年度	第3四半期
27	愛知	国立大学法人名古屋工業大学	平成25年度	第3四半期
28	愛知	日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦事業所	平成25年度	第4四半期
29	京都	株式会社松風 京都本社	—	第1四半期
30	大阪	大阪大学大学院 工学研究科	平成23年度	第2四半期
31	大阪	大阪公立大学 杉本地区事業所	平成25年度	第3四半期
32	大阪	京都大学 複合原子力科学研究所	—	第4四半期
33	兵庫	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 播磨放射光 RI ラボラトリー	—	第2四半期
34	島根	中国電力株式会社 島根原子力発電所	平成21年度	第1四半期
35	愛媛	四国電力株式会社 伊方発電所	平成18年度	第2四半期
36	福岡	日本タンクステン株式会社 飯塚工場【核燃料物質、核原料物質】	平成24年度	第3四半期
37	長崎	国立大学法人長崎大学水産学部	平成25年度	第4四半期

※1 実施予定時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※2 令和4年度の検査未了のため再掲。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者は189、核原料物質使用者は18(令和5年5月1日時点))

**(別紙 4)**

番 号  
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評定について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社  
東北電力株式会社  
東京電力ホールディングス株式会社  
中部電力株式会社  
北陸電力株式会社  
関西電力株式会社  
四国電力株式会社  
中国電力株式会社  
九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社  
電源開発株式会社  
日本原燃株式会社  
公益財団法人核物質管理センター  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
日本核燃料開発株式会社  
三菱原子燃料株式会社  
MH I 原子力研究開発株式会社  
国立大学法人東京大学  
学校法人五島育英会  
株式会社日立製作所  
東芝エネルギーシステムズ株式会社  
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
学校法人立教学院  
学校法人近畿大学  
国立大学法人京都大学  
原子燃料工業株式会社  
リサイクル燃料貯蔵株式会社  
青森県知事  
公益財団法人 環境科学技術研究所  
J X 金属エコマネジメント株式会社  
仙台市長  
国立大学法人東北大学  
国立大学法人秋田大学  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
カガミクリスタル株式会社  
PDR ファーマ株式会社  
防衛大臣

株式会社リガク  
海上保安庁長官  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
東芝マテリアル株式会社  
日本たばこ産業株式会社  
日本冶金工業株式会社  
富士フイルム株式会社  
三菱電機株式会社  
新潟県知事  
個人  
福井県知事  
太陽鋳工株式会社  
株式会社コシナ  
国立大学法人信州大学  
日本軽金属株式会社  
静岡県公立大学法人  
文部科学大臣

(別紙5)

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所  
令和4年度実施計画検査の結果及び  
令和5年度実施計画検査の計画

令和5年  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 令和4年度実施計画検査の結果	1
1.1 施設定期検査	1
1.2 保安検査	7
1.3 核物質防護検査	17
2. 令和5年度実施計画検査の計画	17
2.1 施設定期検査	17
2.2 保安検査	17
2.3 核物質防護検査	18

## 1. 令和4年度実施計画検査の結果

### 1.1 施設定期検査

#### 1.1.1 検査の実績

令和4年度における施設定期検査の実績は以下のとおりであり、対象設備について実施計画に定められた性能を有することを確認した。

対象設備	検査項目	主な検査内容	検査実施日	結果	事業者による定期の検査終了日
原子炉圧力容器・格納容器注水設備 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	原子炉注水系ポンプ運転性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊熱相当注水量以上で原子炉へ注水できることを確認</li> <li>原子炉圧力容器底部温度が所定の温度を満足していることを確認</li> <li>ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和5年 2月27、28日	良	令和5年 2月9日
原子炉格納容器内窒素封入設備 原子炉格納容器ガス管理設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	窒素ガス分離装置運転性能検査 非常用窒素ガス分離装置運転性能検査 原子炉格納容器ガス管理設備運転性能検査 未臨界状態・不活性雰囲気状態監視計測器監視機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>窒素ガス分離装置が原子炉格納容器内圧力以上で必要窒素量を封入できること及び窒素濃度が所定の濃度を満足していることを確認</li> <li>非常用窒素ガス分離装置が定格容量以上で運転できること及び原子炉格納容器内圧力以上で所定の濃度の窒素を封入できることを確認</li> <li>原子炉格納容器ガス管理設備のフィルタユニットの前後差圧が所定の値を満足することを確認</li> <li>原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界以下であることを確認</li> <li>ガス放射線モニタが対象核種のエネルギースペクトルにピーク調整されていることを確認</li> <li>窒素ガス分離装置、非常用窒素ガス分離装置及び原子炉格納容</li> </ul>	令和5年 2月14、15日	良	令和5年 2月7日

		器ガス管理設備の運転状態に異常がないことを確認			
使用済燃料プール設備 監視室・制御室	使用済燃料プール設備運転性能検査 非常用冷却水注水機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足していることを確認</li> <li>・スキマサージタンクの水位が一定に保持され、有意な変動がないことを確認</li> <li>・ポンプの運転により、スキマサージタンクの水位が上昇することを確認</li> <li>・ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和5年 3月1日	良	令和5年 2月22日
汚染水処理設備等 滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋 監視室・制御室	汚染水処理設備性能検査 汚染水処理設備及び関連設備運転状態確認検査 監視機能検査 主要タンク水位監視機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染水処理装置により放射性物質の濃度が低減し、所定の濃度を満足していることを確認</li> <li>・淡水化装置及び建屋内 RO 出口の塩素濃度が所定の濃度を満足していることを確認</li> <li>・移送ポンプ等の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・汚染水貯留設備の水位が監視できることを確認</li> </ul>	令和5年 1月24、25日 令和5年 3月6、7日	良	令和5年 3月3日
電気系統設備	所内共通ディーゼル発電機性能検査	・所内共通ディーゼル発電機が定格出力で運転でき、運転状態に異常がないことを確認	令和5年 1月25、26日	良	令和4年 9月29日
使用済燃料共用プール設備 監視室・制御室	共用プール冷却浄化系運転性能検査 共用プール補給水系機能検査 燃料取扱装置機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料共用プールの水温が所定の温度を満足することを確認</li> <li>・プール水がスキマサージタンクへオーバーフローしていることを確認</li> <li>・ポンプの運転により、スキマサージタンクの水位が上昇することを確認</li> <li>・ポンプの運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和4年 11月30日、 12月1日 令和5年 1月31日、 2月1日	良	令和4年 12月23日

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱装置の動力源を遮断した時に模擬燃料を保持していることを確認</li> <li>・天井クレーンが中間貯蔵容器蓋保管台をつり下げた状態で動力源を遮断した時に中間貯蔵容器蓋保管台に下がり代がないことを確認</li> </ul>			
使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 監視室・制御室	使用済燃料乾式キャスク機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャスク蓋間圧力が所定の圧力を満足していることを確認</li> <li>・キャスク外筒表面温度が所定の温度を満足していることを確認</li> <li>・キャスク蓋間圧力の警報及び表示灯が設定値どおり作動することを確認</li> <li>・キャスク外筒表面温度の警報及び表示灯が設定値どおりに作動することを確認</li> </ul>	令和4年 11月17日	良	令和4年 9月28日
放射線管理関係設備等 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 使用済燃料共用プール設備 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 監視室・制御室 5・6号機 計測制御設備	モニタリングポスト性能検査 ダスト放射線モニタ性能検査 エリア放射線モニタ性能検査 プロセス放射線モニタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器が正しく校正されていることを確認</li> <li>・監視PC等の指示値が正しいことを確認</li> <li>・設定値どおりに警報及び表示灯が作動することを確認</li> </ul>	令和5年 3月8、9日	良	令和5年 3月2日
放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 監視室・制御室	性能検査 運転性能、除去性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・増設多核種除去設備及び多核種除去設備の処理済水の放射性</li> </ul>	令和5年 1月30、31日 令和5年 3月29、30日	良	令和5年 3月29日

		物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度未満であることを確認			
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 雑固体廃棄物焼却設備	ガス放射線モニタ性能検査 ダスト放射線モニタ性能検査 焼却設備フィルタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器が正しく校正されていることを確認</li> <li>・操作表示器等の指示値が正しいことを確認</li> <li>・設定値どおり警報及び表示灯が作動することを確認</li> <li>・排ガスの放射性物質の濃度が環境に放出可能な値まで低減されていることを確認</li> </ul>	令和5年 2月15、16日 令和5年 3月13、14、 17日	良	令和5年 3月10日
5・6号機 残留熱除去系 復水補給水系 燃料プール冷却浄化系 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備 電源系統設備 放射性液体廃棄物処理系(既設設備) 放射性固体廃棄物等の管理施設	復水補給水系運転性能検査 燃料プール冷却浄化系運転性能検査 燃料取扱機能検査 ディーゼル発電機定格容量確認検査 直流電源系機能検査 放射性液体廃棄物処理系(既設設備)機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去ポンプ、復水移送ポンプ、ディーゼル発電機等の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足することを確認</li> <li>・使用済燃料プール水がスキマサージタンクへオーバーフローしていることを確認</li> <li>・燃料交換機の動力源を遮断した時に模擬燃料が保持されていることを確認</li> <li>・原子炉建屋天井クレーンがテストウエイトをつり下げた状態で動力源を遮断した時にテストウエイトに下がり代がないことを確認</li> <li>・ディーゼル発電機を運転し、所定の容量が確保されていることを確認</li> <li>・直流電源設備系蓄電池について浮動充電運転状態における浮動充電電圧、蓄電池端子電圧等が所定の値を満足することを確認</li> <li>・放射性液体廃棄物処理系(既設設備)及び放射性固体廃棄物等の管理施設のタンク等の水位計指</li> </ul>	令和5年 3月14、15、 16日	良	令和5年 3月14日

		示値に変動がなく、漏えいがないことを確認			
5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備(滞留水滞留設備)	滞留水貯留機能検査 滞留水浄化性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入タンク、貯留タンク等に漏えいがないことを確認</li> <li>・淡水化装置及び浄化ユニット処理水の放射性物質の濃度が所定の値を満足することを確認</li> <li>・淡水化装置及び浄化ユニットの運転状態に異常のないことを確認</li> </ul>	令和5年 3月3、16日	良	令和5年 2月20日
サブドレン他水処理施設	浄化性能検査 移送性能検査 監視機能検査 漏えい検知機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化処理により放射性物質の濃度が低減されていることを確認</li> <li>・サブドレン集水設備、地下水ドレン集水設備等により地下水等を送送できること及び運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・漏えい検知器が所定の水位にて漏えいを検知し、警報が作動することを確認</li> </ul>	令和4年 11月14、15日 令和5年 2月6、7日	良	令和5年 1月25日
雨水処理設備等	雨水処理設備運転性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理水の放射性物質の濃度が排水基準以下に低減されていることを確認</li> <li>・装置の運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和5年 1月11、12日	良	令和5年 1月12日
大型機器除染設備	除染停止機能検査 運転性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工室内圧力の異常により停止信号が発生しプラスト装置が停止することを確認</li> <li>・除染設備の運転状態において、加工室内の負圧が維持されていることを確認</li> </ul>	令和5年 2月13、14日	良	令和5年 1月27日
油処理装置	運転性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油水分離装置及び油分解装置の運転状態に異常のないことを確認</li> <li>・吸引ファンを運転し、運転状態に異常のないことを確認</li> </ul>	令和5年 3月2日	良	令和5年 2月13日
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設	ガス放射線モニタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器が正しく校正されていることを確認</li> <li>・操作表示器の指示値が正しいことを確認</li> </ul>	令和5年 3月29日	良	令和5年 3月16日

増設雑固体廃棄物 焼却設備	ダスト放射線 モニタ性能検 査 焼却設備フィ ルタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定値どおり警報及び表示灯が 作動することを確認</li> <li>・焼却設備のフィルタの健全性を確 認するとともに、排ガスの放射性物 質の濃度が環境に放出可能な値 まで低減されていることを確認</li> </ul>			
------------------	---	--	--	--	--

(2) 検査実施者

原子力規制部検査グループ専門検査部門

川下 泰弘

津田 光伸

丸山 秀明

山中 武

馬場 康夫

佐藤 浩治

(3) 特記事項

なし

## 1. 2 保安検査

### 1. 2. 1 実施概要

事業所名：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所

検査実施期間：

#### (1) 令和4年度保安検査

令和4年4月1日～令和5年3月31日

検査実施者：

福島第一原子力規制事務所

小林 隆輔

木村 隆一

木村 通

黒川 武雄

松沢 薫

松本 和重

高松 宏志

前田 富成

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷 朝紀

上ノ内 久光

検査補助者：

福島第一原子力規制事務所

廣岡 慶長

坂中 伸次

高野 忍

門馬 裕宗

宮下 裕之

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内 淳

岩永 宏平

安部 諭

佐藤 雄一

松田 秀夫

塩唐松 正樹

横山 知則

吉田 善行

### 1. 2. 2 保安検査の結果

今年度の保安検査では、「気付き事項の影響度に係る評価イメージ」及び「気付き事項の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ」に照らし、かつ気付き事項の性質等を総合的に考慮した結果、実施計画の違反はなかった。

検査名	実施計画違反(監視)	実施計画違反
保安検査	0件	0件

### 1. 2. 3 保安検査の評価

1. 評価
令和4年度福島第一原子力発電所の保安活動に対する評価
【令和4年度保安検査における評価結果】
「総合評価」
特定原子力施設の保安のための措置に係る保安活動の実施状況
令和4年度実施計画検査の実施に係る計画に基づく保安検査項目として、以下の項目について保安検査を実施した。
基本検査で実施する保安検査の内容
① 廃炉プロジェクトマネジメント
② 火災対策
③ 放射線管理
④ 燃料取出準備
⑤ 放射性廃棄物管理
⑥ その他の保安活動
これらの保安検査の結果を総合的に評価し、今後も継続的に監視が必要と判断するものを以下に示す。
(1) 廃炉プロジェクトマネジメント
プロジェクト進捗レビュー会議及びPG6 会議に陪席して各プログラム／プロジェクトの進捗、課題及び人財の過不足等を踏まえたマネジメントの状況を確認するとともに、組織改編後の運用状況、ALPS処理水の海洋放出に係る設置工事の進捗管理に係るプロジェクトマネジメント、ALPS処理水等の核種分析の品質保証活動及び過去の不適合を踏まえた組織としての是正処置の実施状況について確認した。
検査の結果、新設したALPS処理水プログラム部内に3つのプロジェクトグループ

(処理水機械設備設置、処理水土木設備設置及び処理水分析評価)を設けて、令和4年8月4日から放出関連設備の設置工事、土木関連工事及び分析計画作成等について適宜、工程の見直しを行い、プロジェクトを遂行していることを確認した。令和2年4月の組織改編によって開始したプロジェクト制は、これまで約3年間運用されており、運用を通じ後述する廃棄物対策プログラム部の強化などの改善が図られ、令和3年8月にはALPS処理水プログラム部の新設が行われる等、大きな問題もなく機能していることを確認した。

ALPS処理水等の核種分析について、実施計画に基づく品質保証活動(調達、力量、機器及び不適合等の各管理)が実施されているかについて確認した結果、品質保証に係る取組が実施されていることを確認した。

令和3年度に発生した高性能ALPS前処理フィルタの不適切な保管(保管容器蓋のベント孔を閉止し保管した事象)については、事業者は、この事象を踏まえて、実施計画Ⅱに記載している運用管理の実施項目を「やることリスト」として抽出し実施状況を確認している。抽出した要求事項 751 項目のうち5項目の遵守状況に不備があった(3項目は放射線管理関係で表示忘れ、区画不十分残り2項目は消火器の維持管理不備)が、これらについては是正を行っている。要求事項がマニュアル、要領書に記載されていないものについては「フォローアップシート」(121 件)を作成して管理(是正処置含む)するとしており、これらの点検活動については運用ガイドに記載し、年度毎に基盤整備G検査チームが確認するとしている。

今後は、ALPS処理水の海洋放出に関する運用手順、品質保証活動及び核種分析体制等に係る保安のため措置の実施状況を継続して確認する。

## (2)火災対策

消防届出と相違する危険物の保管、油漏洩事象、火気作業に起因する熱傷事象等の管理不適合の改善活動の実施状況及び 550tクレーンの燃料油・作動油等残油の抜き取り・処理状況、構外自衛消防隊初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理状況について検査した。

構内車両整備工場内での少量危険物倉庫における消防届出と相違する危険物の保管については、第1石油類(ガソリン、シンナー)について届出済の貯蔵施設へ当該保管物を移動し、再発防止対策として、作業に使用する燃料はその都度構内給油所へ取りに行き、未使用の燃料は日々給油所へ返却する運用に改善したことを確認した。

No.1A 及びNo.1C 危険物屋外貯蔵所におけるドラム缶からの油のにじみ事象については、漏れた油膜を吸着マットにて回収し、危険物屋外貯蔵所に保管しているドラム缶の全数点検を実施したこと、上蓋の劣化進行度合いの高いドラム缶については、上蓋の交換または難燃シートでの仮養生により漏洩防止対策を行ったことを確認した。

G4北エリアタンク設置工事における熱傷災害については、再発防止対策として、耐

火服等の状態確認を行い風防足場内で速やかに消火活動が可能となる状態とすることをルールとして定めたこと、対象者全員に防火教育を実施していることを確認した。

震災時より4号機 T/B 東側に残置されていた 550tクレーンの燃料油・作動油等残油の抜き取り・処理については、当該クレーンを 33.5m盤構内敷地南側へ移動して燃料油・作動油等残油を抜き取り、発電所構内の危険物屋外貯蔵所に保管していることを確認した。今後、バッテリーの取り外し等の作業を行う予定であり、継続して監視する。

構外自衛消防隊初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理状況については、2022 年度福島第一原子力発電所消防訓練計画及び構外自衛消防隊訓練年間計画等に基づき、計画的に訓練を実施したことを確認した。しかしながら、各訓練項目と力量管理が紐付けされていないことから、今後の改善状況について監視を継続する。

### (3)放射線管理

直営作業時の身体汚染事象2件について、是正処置及び再発防止対策の実施状況を確認した。

令和3年3月に発生したプロセス主建屋における顔面汚染については、当該事象の発生後も放射線管理の不適合事象が再発したことから、令和4年度も継続して是正処置の実施状況及び有効性レビューについて確認した。検査の結果、是正処置及びその有効性レビューを令和4年7月に完了し、その後は同様の事象は発生していない事を確認した。

令和3年 11 月に発生した淡水化装置(RO-3)用の温風ヒータ吸気ダクト取替作業における身体汚染事象については、是正処置を令和4年5月に完了したことを確認した。

また、直営作業時の管理対象区域における顔面汚染から内部取込の発生に係る是正処置として直営作業ガイドを3回改訂し、関係各所に周知徹底していることを確認した。

1・2号機SGTS配管撤去後の廃棄物処理については、対象物の汚染レベルが高く高線量であることから、作業時の放射線管理について検査した。

当該作業は、令和4年6月、作業実施中に配管切断装置から油漏れが発生し、その後に隣接工事と調整を行った結果7月に作業を中断したことから、作業中断までの間の作業管理、被ばく低減対策及び汚染拡大防止対策について確認した。令和5年3月に作業再開予定であったが、準備作業中に人身災害が発生し再開は令和5年度となった。作業再開後に、廃棄物処理及び作業再開に伴う一部作業工程変更を踏まえた放射線管理の実施状況について確認する。

高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業については、令和3年度にHIC排気フィルタ損傷による出口ダスト濃度の高警報発生事象を踏まえた安全対策

(ダスト拡散防止と作業員の被ばく軽減、漏洩防止・汚染拡大防止処置等)の実施状況を確認した。検査の結果、高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業中にハウス内の空気中放射性物質濃度が上昇した事象が複数回発生したものの、その都度作業を中断して原因究明及びその対策を実施し、過剰な被ばくや身体汚染、ハウス外への汚染拡大には至っていないことを確認した。令和4年度中に計画していた45基は全て移替えを実施したものの、依然として移送元の45基全てにスラリーが残存した状態であることを確認した。作業は令和5年度も継続することから、移替え及び、残存物の取扱が行われる場合には併せて放射線管理の実施状況を継続して確認する。

#### (4) 燃料取出準備

2号機の燃料取出に向けた作業については、原子炉建屋内において、オペレーティングフロアの線量低減のための除染を行うとともに遮へい体を設置し、燃料取扱機操作室の解体等干渉物を撤去したことを確認した。原子炉建屋外においては、構台設置に向けた建屋南側の地盤改良工事を終えて基礎工事を実施し、並行して西門構外ヤードにおいて構台用の鉄骨地組準備及び鉄骨地組を実施していることを確認した。

原子炉格納容器の内部調査については、1号機では、X-2 ペネトレーションを利用して調査装置(ROV)を用いた堆積物の厚さ測定を行うとともに、構外での作業トレーニングを行ったうえで堆積物デブリの検知及びサンプリングを行ったことを確認した。

2号機では、準備工事として、X-6 ペネトレーションハッチ開放のための隔離部屋設置工事を進めており、試験的取り出しに向けた取り組みとして、構外のモックアップ施設でのロボットアーム性能確認・モックアップ・訓練を実施していることを確認した。令和5年度後半には試験的取出作業に着手する予定である。

6号機の燃料取出については、6号機使用済燃料プールから運用補助共用施設共用プール(以下、「共用プール」という)への構内輸送を2回実施している。共用プールの保管容量を確保するため共用プールから乾式キャスク仮保管設備への構内輸送を3回実施したが、キャスクの気密漏えい基準を満足しない事象が発生したため、その後は輸送を実施出来ていない。事業者は、2025年度上期まで取出しを完了に計画を見直している。

燃料取出準備に係る作業は令和5年度も継続することから、引き続き実施状況を確認する。

#### (5) 放射性廃棄物管理

放射性固体廃棄物管理の実施に係る体制の変更について確認した。新体制においては、防災放射線センター放射線・環境部固体廃棄物Gを廃棄物対策プログラム部に移し、固体廃棄物Gの要員リソースを強化し(令和3年10月時点:計12名→令

和4年10月時点:計22名※兼務者3名含む)、放射性廃棄物管理計画立案箇所  
の一本化(今後3年間の計画:固体廃棄物G、保管管理計画:廃棄物対策プログラ  
ム部)を行うことにより廃棄物管理の適正化と高度化を推進し、固体廃棄物管理に係  
る組織を統合することでガバナンスを強化し、計画立案から設備設置、現場管理まで  
一貫通貫で管理するとしている。これまでは、屋外一時保管エリア解消関連作業は  
廃棄物対策プログラム部からの依頼で固体廃棄物Gが実施していたが、体制変更後  
は、当該作業(今後3年間分を除く)は廃棄物対策プログラム部が実施することを確  
認した。

2028年度内の屋外一時保管エリア解消に向けた取り組みについては、固体廃棄  
物Gが集約して実施していること、屋外一時保管エリアへの保管待ち状態の放射性  
固体廃棄物を保管している仮設集積場所については、実施計画を変更して一時保  
管エリアとする等により当該仮設集積場所を解消するとともに、既存の一時保管エ  
リアの保管容量を実態に合わせた量に変更すること、当面3年間(2022年～2024年)  
の貯蔵能力を確保するために使用済保護衣の一時保管エリアを瓦礫類の一時保  
管エリアへ転用すること、新たな一時保管エリアを追設することを確認した。これら  
の実施計画変更については、令和5年3月7日に認可され3月30日から運用を開始  
していることを確認した。一時保管エリアの運用及び管理の実施状況について監視を  
継続する。

腐食コンテナ及び汚染土壌の移し替え作業に係る長期保守管理計画に基づくコ  
ンテナの管理状況について確認した。シート養生の対策を要する屋外保管の瓦礫類  
(表面線量率0.1mSv/h超)保管コンテナについては、瓦礫収納開始から3年を経過  
したコンテナを対象に年1回の外観点検を実施し、1回/週の保管エリア巡視、1回/  
3ヶ月のドローンによる調査、万一の漏えいに備えたモニタリングを組み合わせ総合的  
な管理を継続していることを確認した。

実施計画遵守に対する意識の向上については、廃棄物管理の適正化等に関す  
る取り組み及び放射性固体廃棄物管理の体制変更による運用の実施状況を確認  
した。実施計画遵守に対する意識の向上がみられている。体制変更後の運用状  
況、仮設集積場所の解消後の一時保管エリアの運用、管理状況、屋外保管解消  
に向けた取り組み、廃棄物の減容対策の実施状況等、廃棄物管理の実施状況に  
ついて引き続き確認する。汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物及びSGTS  
配管撤去作業完了後の高線量瓦礫の管理状況についても継続して確認する。

#### (6)その他の保安活動

1)令和3年2月13日に発生した地震を踏まえた対策及び令和4年3月16日に  
発生した地震に対する点検状況

新たな地震計の設置、地震後の点検実施状況、Fタンクエリア群フランジ型タン  
ク内包水移送、Fタンクエリア群タンク内残水処理に伴うスラッジ処理、4号機カバー

建屋の復旧状況を確認した。

検査の結果、タンクエリアの地震計の設置が不適切であった事象については、調達プロセスに問題があったことを踏まえ、設計段階で地震計の専門部署がレビューを実施する等の改善を行ったことを確認した。

タンク内包水移送及びタンク内残水処理に伴うスラッジの処理については、計画通り処理を実施したことを確認した。

4号機カバー建屋に発生した地震による損傷箇所については、令和5年3月に復旧したことを確認した。

## 2) 運転管理

運転管理に係る検査として、5/6号機サブドレン設備の運転管理・設備管理状況、当直体制見直しの有効性評価、PMB滞留水の水質悪化による対応、3号機原子炉注水停止試験の実施状況、定例試験(非常用高台炉注水ポンプ手動起動試験)、1号機原子炉注水量変更操作の実施状況、非常用窒素ガス分離装置空気圧縮(B)出口ラインのホース外れ、定例試験(非常用窒素ガス分離装置手動起動試験/窒素ガス分離装置(B)手動起動試験)、2号機原子炉格納容器ガス管理設備への仮設局排設備設置工事に伴う系統停止、ALPS処理水(B群タンク)の攪拌・循環運転の実施状況、非常用バッテリー(5号機及び6号機)の管理状況、既設RO3-2膜出口ラインからの水の漏洩について、事業者の行う改善の実施状況を確認した。

安全確保設備等の運転管理の実施状況について、令和5年度も引き続き監視を継続する。

## 3) 施設管理

事故後12年以上が経過し安全確保設備等に経年劣化が認められることから、長期保守管理計画による保全も含めた施設管理の実施状況、及び1号機RCW系の線量低減対策作業のようにリスクの高い作業での作業管理の状況について検査した。

長期保守管理計画による施設管理については、増設多核種除去設備内での高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業時のHIC排気フィルタ損傷を踏まえた保守管理計画の運用状況(長期保守管理計画)を確認した。令和4年9月に発生したベントフィルタ損傷事象を踏まえ、損傷の大きかったHICベントフィルタと排水タンクフィルタとして新たに改良型フィルタ(集合ベントフィルタ)を設置していること、保全方式については、集約ベントフィルタ(本体)は保全重要度が高く冗長性がないことからTBM(時間基準保全)、1FY(1年周期)、外観目視(直営)とし、弁関係は使用操作頻度が少なく運転中の操作もないことからTBM、10FY(10年周期)とし、PE配管についてもTBM、10FYとし、長期保守管理計画は、集約

ベントフィルタ(本体)、集約ベントフィルタ(デミスタ)、集約ベントフィルタ(HEPA フィルタ)、集約ベントフィルタ(監視装置)、弁関係として登録していることを確認した。

固体廃棄物(コンテナ)の管理については、エリア別に保有量(m<sup>3</sup>)及び識別番号(容器番号)による出入り管理を行い、エリアごとの保全方式をTBMとBDM(事後保全)に分け、表面線量率0.1mSv/h以上はTBMとし、0.1mSv/h未満はBDMとして管理していることを確認した。TBMの頻度と内容は瓦礫等収納開始からの経過年数3Yまでは巡視点検のみで、3年経過以降は1年ごとにコンテナの外観点検としていることを確認した。引き続き、長期保守管理計画の実施状況、事業者の活動を継続して監視する。

施設管理に係る不適合事象として、MP-8ダストモニタ小屋浸水による機器異常、焼却設備(既設、増設雑固体焼却設備)の運用状況、既設ROユニット3UF1-2処理水ライン漏えい、非常用高台炉注水ポンプ用ディーゼル発電機からの油漏れ、建屋内RO(A)ROユニットD115からの滴下、増設ALPS(C)配管点検中の漏えい、サブドレーン時貯水タンクJの排水自動停止、RO3ポンプスキッドコンプレッサ不調、5号機ASWポンプ(B)グランド締め代なし事象についての是正処置の実施状況を確認した。増設雑固体焼却設備が長期間の設備停止となった一連の不適合については、溶接部のひび等を生じさせた原因として設計・調達及び一般産業品から廃炉設備への転用に伴う設計上の変更管理に問題があったことを踏まえた是正処置を実施していることを確認した。これらの是正処置の実施状況について継続して監視する。

1号機RCW系の線量低減対策作業については、RCW配管内に水素が滞留していることを想定し火花の出ない工法を採用していること、水素が確認された場合には窒素封入を行う等の安全対策を実施していることを確認した。水素の滞留が想定される場所での作業は今後も発生すると考えられる。リスクに備えた作業準備及びその実施状況の監視を継続する。

#### 4) 品質保証活動

廃炉プロジェクト作業の実施に伴うコンディションレポートの作成状況を日々確認するとともに不適合管理の実施状況を確認した(屋外タンク・移送ポンプパトロールチェックシートの誤記、2・3号機 原子炉の冷却に必要な注水量の通知誤り、共用プールキャスク搬出入エリア天井クレーンが走行しない事象、FタンクエリアN5 タンク水位低下、J3 雨水回収タンク誤散水調査結果報告、力量管理に係る不適合事例、1号機PCVガス管理システム排気ファン全停事象、高性能多核種除去設備におけるコンクリートボックスのベントライン未開放、タンクエリア地震計の移設、多核種除去設備(ALPS)高性能容器(HIC)排気フィルタの改良及び設置、東京パワーテクノロジー株式会社における2021年4月に実施した調達先臨時監査の実施状況、増設雑固体焼却炉設備の一連の事象の不適合、非常用窒素ガス分離

装置空気圧縮機(B)出口ラインホース外れ、放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理、増設雑固体焼却設備におけるコンディションレポート管理システムの対応状況、雑固体廃棄物焼却設備排ガスフィルタケーシングの腐食、ALPS処理水海洋放出に伴う核種分析に係る委託業務等の実施状況)。

検査の結果、令和2年度に本格運用を開始したコンディションレポート管理システム運用以降、コンディションレポートの報告件数は増加していること、四半期毎に行う傾向分析により弱みを抽出し改善を図っていることを確認した。是正処置の実施状況について確認を継続する。

#### 5) 緊急時の措置

緊急時の措置に係る検査として、緊急時対応(令和4年3月16日に発生した地震を踏まえた対策の実施状況)、竜巻注意情報発令時の対応、台風防護対策、台風8号及び台風14号接近に伴う対策、原子力防災資機材の確認、その他の原子力防災資機材の確認、5・6号機R/B原子力防災資機材の確認の実施状況を確認した。

検査の結果、防災資機材について、設置場所内の備品の整備状況が乱雑であったことから現場での気付きとして指摘し、改善状況を継続して確認する。

緊急時演習の実施状況については、大きな問題はなかった。個別訓練を含むシナリオ非開示や起因事象等にねらいを定めた要素訓練を実施するため、実施状況を継続して確認する。

#### 【令和4年度保安調査及び事故・トラブル等の発生状況を踏まえた評価結果】

廃炉プロジェクトマネジメントについては、ALPS処理水の海洋放出に向けた運用実施状況等、事業者が行う活動を継続して確認する必要がある。

火災対策については、火災リスク低減対策、危険物の管理、消防用設備等の管理、危険物施設の管理、可燃物等の管理について継続して確認する必要がある。

2022年度福島第一原子力発電所消防訓練計画及び構外自衛消防隊訓練年間計画等に基づき計画的に訓練を実施しており、各訓練項目と力量管理の紐付けの改善状況について継続して確認する必要がある。

放射線管理については、高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替え作業時の安全対策(ダスト拡散防止と作業員の被ばく評価)、漏えい防止・汚染拡大防止処置等についてその実施状況を継続して確認する必要がある。

燃料取出準備については、2号機燃料取出用構台設置作業、PCV内部調査等の燃料デブリの試験的取出準備作業、6号機の燃料取出に係る管理の実施状況を確認する必要がある。

放射性廃棄物管理については、瓦礫等の適切な維持管理を行うために体制を変更し一元的な運用・管理を行うための仕組みを構築するとしていたことから、組織とし

での運用状況を継続して確認する必要がある。

その他の保安活動については、施設管理、品質保証活動、配管内に滞留する水素への対応状況及び長期保守管理計画の実施状況について確認する必要がある。

以上のことから、令和5年度は、廃炉プロジェクトマネジメントの実施状況、火災対策の実施状況、放射線管理の実施状況、燃料取出準備の実施状況、放射性廃棄物管理の実施状況及び施設管理に着目して検査を実施する必要がある。

## 2. 福島第一原子力発電所の課題

### ①廃炉プロジェクトマネジメント

中期的リスクの低減目標マップ(2023年3月版)に示されているとおり、令和5年度には多核種除去設備処理済水の海洋放出、減容処理設備設置、試験的取り出し・PCV内部調査、増設焼却設備の運用等プロジェクトマネジメントの確実な実施が求められる作業が計画されており、その実施状況を確認する必要がある。

### ②放射線管理

汚染水処理に伴い発生する汚染レベルが高い放射性物質の処理として、ゼオライト土嚢の回収着手及び高レベルの放射性物質が付着している1・2号機SGTS配管撤去工事等の作業が予定されており、当該作業における放射線管理に対して実施状況を確認する必要がある。

### ③放射性廃棄物管理

廃炉作業の進展とともに瓦礫等の放射性廃棄物が増加する見込みであることから、一元的な運用、管理を行うための体制を整備して役割分担及び業務内容を見直し改善に着手している。組織としての活動状況を引き続き確認する必要がある。

### ④その他の保安活動(長期保守管理計画を含む施設管理、品質保証活動等)

事故後12年以上が経過し安全確保設備等に経年劣化が認められることから、長期保守管理計画を含む施設管理の実施状況を引き続き確認する必要がある。

原子炉建屋に水素が滞留しているリスクが明確になっており、水素滞留が想定される場所での安全対策の実施状況を継続して確認する必要がある。

## 1. 2. 4 特記事項

なし

### 1.3 核物質防護検査

実施計画違反なし

## 2. 令和5年度実施計画検査の計画

### 2.1 施設定期検査

実施計画において認可され供用を開始した施設が、事業者が行う定期の検査において、検査対象設備が実施計画に定めている要求される性能を発揮できる状態であることを事業者が適切に確認していることを検査していく。

特に、放射性物質の閉じ込め機能が喪失した際の影響が大きい溶融燃料に触れた水を扱うシステムが含まれる以下の設備のうち、点検計画に基づき今年度分解点検等を行うタンク、ポンプ及び弁を対象に、事業者が非破壊試験、漏えい試験等を行うことにより、放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかを事業者が適切に確認していることを重点的に検査していく。

- ・原子炉圧力容器・格納容器注水設備
- ・汚染水処理設備
- ・放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設
- ・油処理装置

### 2.2 保安検査

#### ①廃炉プロジェクトマネジメント

・ALPS処理水の海洋放出に伴う、運用手順、品質保証活動及び核種分析体制等、保安のための措置の実施状況を確認していく。

#### ②火災対策

・火災リスク低減対策について、計画的に改善活動を行っていることを確認しているが、各訓練項目と力量管理が紐付けされていないことから、訓練及び力量管理を含めた火災対策等に係る改善活動の実施状況を監視、確認していく。

#### ③放射線管理

- ・汚染水処理に伴い発生する汚染レベルが高い放射性物質の処理及び高レベルの放射性物質が付着している1・2号機SGTS配管の撤去作業に係る放射線管理の実施状況を確認していく。
- ・高性能容器(HIC)内のスラリー(沈殿物)の移替えのような放射性物質を取り扱う作業について、令和4年度より引き続き事業者の行う安全対策(ダスト拡散防止と作業員の被ばく軽減、

漏洩防止・汚染拡大防止措置等)について、その実施状況を確認していく。

#### ④燃料取出準備

- ・2号機の燃料取出しに向けた燃料取出し用構台設置及びPCV内部調査等の燃料デブリ試験的取出準備作業等が継続実施される他、継続して6号機の燃料取出しを予定していることから、燃料管理の実施状況を確認していく。

#### ⑤放射性廃棄物管理

- ・廃棄物管理に係る体制強化による成果をはじめ、2028年度の屋外一時保管解消に向けた取り組み、瓦礫等の管理に係る是正処置及び仮設集積場所の最小化への取組の進捗管理の実施状況について確認していく。
- ・高線量の1・2号機SGTS配管等の撤去作業で生じる高線量瓦礫及び汚染水処理に伴い発生する汚染レベルの高い廃棄物の管理状況を確認していく。

#### ⑥その他の保安活動

- ・事故後12年以上が経過し、安全確保設備等に経年劣化が認められることから、経年劣化が進む設備に対する東京電力の取組状況を監視していく。また、長期的な施設管理の計画をリスト化している長期保守管理計画の内容及び同計画に基づいた保全活動についても監視を継続していく。
- ・増設雑固体廃棄物焼却設備の運用が継続されることや減容処理設備が令和5年度に竣工し、運用開始予定であることから、事業者の保安活動を運転管理及び施設管理の観点から監視していく。
- ・原子炉建屋内に滞留している水素への対応については、パージ作業を実施する作業員の被ばく低減策と実施状況を確認するとともに、併せて滞留している可燃性ガスに対する安全対策と実施状況についても確認していく。

## 2.3 核物質防護検査

### ①物理的防護の強度

#### ・防護区域等への人の立入り

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域内への立入りについて、立入りの必要性の確認状況、証明書等の発行状況、管理状況等を確認する。

#### ・侵入検知装置の運用

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域における人の侵入を確実に検知することができる設備又は装置について、その運用状況を確認する。

### ②情報システムセキュリティ対策

- ・今後更新を予定している核物質防護システムについて情報システムセキュリティ計画に基づく防護措置の実施状況を確認する。

③防護措置の定期的な評価・改善

- ・防護措置の定期的な評価・改善が経営層の適切な関与及び核物質防護管理者の統一的な管理の下に行われているか、PDCAサイクルが実質的に機能しているかといった観点から取組状況を確認する。

以上

(別紙 6)

令和4年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

(陸上輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	0	0
II	1	1
III	1	1
合計	2	2

(海上輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	1	1
II	1	1
III	3	1
合計	5	3

(航空輸送)

防護区分	輸送計画書確認件数	現場確認件数
I	0	0
II	0	0
III	0	0
合計	0	0

参考：防護対象特定核燃料物質の区分

(未照射の核燃料物質)

	区分		
	I	II	III
プルトニウム	2kg以上	500gを超え2kg未満	15gを超え500g以下
濃縮ウラン※	20%以上	1kgを超え5kg未満	15gを超え1kg以下
	10%以上20%未満	10kg以上	1kgを超え10kg未満
	天然ウランの比率を超え10%未満		10kg以上
ウラン-233	2kg以上	500gを超え2kg未満	15gを超え500g以下

※ 濃縮ウランについては、ウラン-235の量を示す。

(照射済の核燃料物質)

核燃料物質の種類	区分
核燃料物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	未照射の核物質の区分に従う
核燃料物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるもの (濃縮度が10%未満の濃縮ウランを除く)	未照射の核物質の区分から1ランク下げることが可能(照射前に区分Ⅲのものは同ランクとする)
天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、濃縮度が10%未満の濃縮ウランを照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が照射直後において1グレイ毎時を超えていたもの	区分Ⅱ
ガラス固化体(※)に含まれる照射済の核燃料物質であって、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるもの	区分Ⅲ
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを封入(圧縮して封入する場合に限る)し、又は固型化した容器に内包されるもの(「ガラス固化体」を除く)	

(※) ガラス固化体とは、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物をいう。

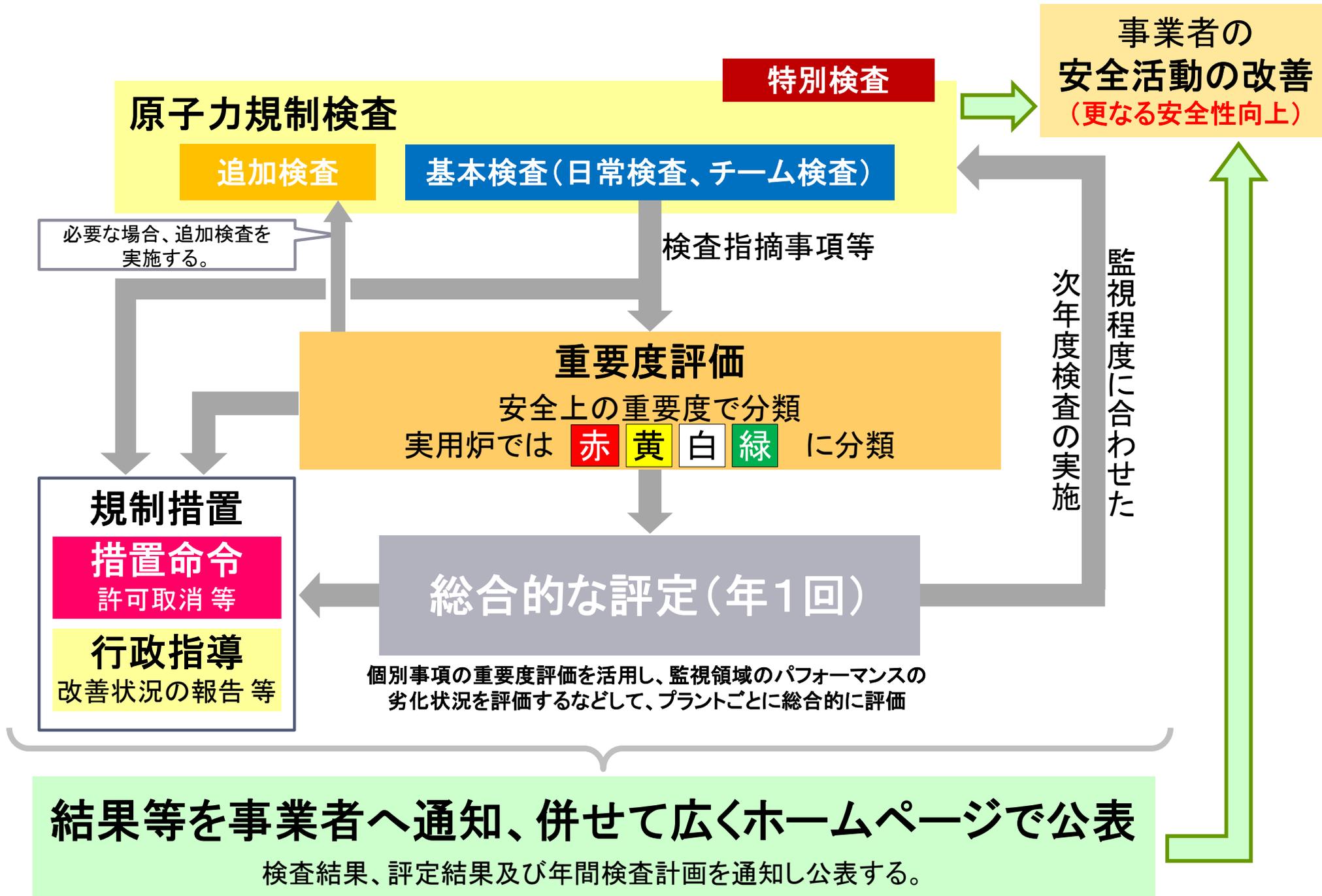
(参考1)

参考資料 安全実績指標（原子力規制検査等実施要領より引用）

監視領域		安全実績指標	時期	規則		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去4四半期（1年）</li> </ul>	第5条第1号（実用発電用原子炉施設にのみ適用）		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数				
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数				
	影響緩和	④安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去12四半期（3年）</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系</li> <li>・補助給水系</li> <li>・低圧注入系</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul> </td> </tr> </table>			BWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>				
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系</li> <li>・補助給水系</li> <li>・低圧注入系</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>				
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去4四半期（1年）</li> </ul>			
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）				
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素131濃度（基準値に対する割合）				
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練サイクルごと</li> <li>・評価期間は過去1年以内</li> </ul>				
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）					
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去4四半期（1年）</li> </ul>				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごと</li> </ul>	第5条第2号		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数				
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数				
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去4四半期（1年）</li> </ul>	第5条第3号		

規則：原子力規制検査等に関する規則

# 原子力規制検査制度の枠組み



# 原子力規制検査の対応区分(実用炉)

他のプラント

柏崎刈羽

事業者による対応

規制機関による対応

監視領域の劣化

複数又は繰り返しの  
監視領域の劣化

許容できないパフォーマンス

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑のみ	白が1か2	白が3 or 黄が1	黄が2 or 赤が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1 (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2 (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3 (1000~2000時間目安)	

## ※【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo\\_tsuikakensa.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html)

## ※【詳細】核燃料施設等の対応区分

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen\\_tsuikakensa.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html)